

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	食鳥のとさつ脱羽又は内臓摘出の禁止等
概要	食鳥処理業者は、食鳥検査に不合格になった食鳥等を廃棄又は食用とすることができないようにする措置を講じなければなりません。また、認定小規模食鳥処理業者についても異常が確認された食鳥等を廃棄又は食用とすることができないようにする措置を講じなければなりません。 上記の措置が講じられなかった場合は、市長が廃棄等の措置を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 0 条
処分基準	<p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》 （廃棄等）</p> <p>第十九条 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。</p> <p>第二十条 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあつては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。 二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。 三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。 <p>・ 法及び規則で定められている確認の方法等については、参考資料「食鳥-2」を参照してください。</p>
ホームページ	
備考	